

# 芦屋港港湾計画書

— 一部変更 —

令和3年1月

芦屋港港湾管理者  
福岡県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・昭和51年 1月 第2回福岡県地方港湾審議会

の議を経、その後の変更については、

- ・平成 2年10月 第 8回福岡県地方港湾審議会
- ・平成24年11月 第28回福岡県地方港湾審議会
- ・平成26年 7月 第31回福岡県地方港湾審議会

の議を経た芦屋港の港湾計画の一部を変更するものである。

## 目 次

変更理由	1
港湾計画の方針	2
1 芦屋港への要請	2
2 計画の基本方針	3
港湾施設の規模及び配置	4
1 公共埠頭計画	4
2 水域施設計画	5
3 小型船だまり計画	6
港湾の環境の整備及び保全	7
1 港湾環境整備施設計画	7
土地造成及び土地利用計画	8
1 土地利用計画	8

## 変更理由

本港湾周辺の新たな賑わい創出のため、小型船だまり計画を追加する。

あわせて、公共埠頭計画、水域施設計画、港湾環境整備施設計画を変更する。

## 港湾計画の方針

### 1 芦屋港への要請

芦屋港は遠賀川の河口に位置し、昭和49年に地方港湾に指定され、昭和61年には-5.5m~-4.5m岸壁（5バース）と野積場が供用開始した。

今日の芦屋港は、地域経済における建設資材等の物流基地及び近海漁業の基地として遠賀地域の発展に寄与しており、港湾取扱貨物量は近年において内貿9万トン程度を取り扱っている。

また、「九州・山口9県災害時応援協定」において、広域海上緊急輸送基地としても位置付けられている。

平成2年に海洋性レクリエーション空間の形成を目指して、港湾計画を改訂したものの、経済情勢や需要の変化から、事業化には至らず、平成24年12月の港湾計画改訂によりマリーナ計画を削除したところである。

近年、芦屋港周辺には、海水浴場、レジャープール、響灘を一望できる公園など北部九州地域における広域レジャー拠点としても注目される施設があり、また、従来からプレジャーボート活動が盛んな地域でもあることから、それらと連携した賑わい空間の創出も要請されている。

そのため、既存の港湾施設と調和のとれた港湾空間の形成を図り、豊かな自然環境や景観を生かした整備をすすめていくことが必要である。

## 2 計画の基本方針

遠賀地域の産業活動を支え、地域経済や県民生活の安定・向上に貢献するとともに、福岡ー北九州間にある地方港湾として、物流・交流・環境と多岐に渡る役割を担う港湾を実現するため、令和元年代後半を目標年次として以下のように港湾計画の方針を定め、港湾計画を一部変更する。

- 1) 芦屋港周辺のレジャー施設との連携を図り、地域の交流の場として活用される港とする。
- 2) 芦屋町や背後地域の経済を支える物流基地としての港とする。
- 3) 緑地整備により、人々が水辺に自由に安心して行き来でき、その魅力を楽しむことができる港とする。
- 4) 大規模災害発生時の緊急海上輸送に資する港とする。

多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間を形成するため、港湾空間を以下のように利用する。

- ① 芦屋地区東側は船だまり関連ゾーンとする。
- ② 芦屋地区中央西側は物流関連ゾーンとする。
- ③ 芦屋地区西側は砂浜部を含め緑地・レクリエーションゾーンとする。
- ④ 芦屋地区中央臨海部東側はボートパーク関連ゾーンとする。
- ⑤ 芦屋地区中央市街地側は賑わい創出関連ゾーンとする。

## 港湾施設の規模及び配置

### 1 公共埠頭計画

#### 芦屋地区

新たな賑わい創出のため、以下の施設について計画を変更する。

水深4.5m 岸壁2バース 延長140m [既設の変更計画]

既設

水深5.5m 岸壁1バース 延長90m

水深4.5m 岸壁4バース 延長240m

## 2 水域施設計画

### 2-1 泊地

#### 芦屋地区

新たな賑わい創出のため、以下の施設について計画を変更する。

水深4.5m 泊地 面積1ha [既設の変更計画]

{	既設	}
	水深5.5m 泊地 面積5ha	
	水深4.5m 泊地 面積3ha	

### 3 小型船だまり計画

#### 芦屋地区

新たな賑わい創出に対応したプレジャーボート等を収容するボートパークを整備するため、小型船だまりを次のとおり計画する。

泊地 水深3.0m 面積2ha [新規計画]

小型栈橋 5基 [新規計画]

物揚場 水深3.0m 延長100m

(うち既設岸壁(水深4.5m)100m) [新規計画]

#### 既設

泊地 水深3.0m 面積5ha

防波堤 延長200m

防波堤(波除) 延長90m

物揚場 水深3.0m 延長447m

物揚場 水深2.0m 延長130m

船揚場 水深3.0m 延長70m

## 港湾の環境の整備及び保全

### 1 港湾環境整備施設計画

#### 芦屋地区

良好な港湾の環境の形成を図るため、以下の施設について計画を変更する。

緑地                      面積 10 h a      [既設の変更計画]

魚釣施設                1 基                [新規計画]

〔 既設  
    緑地                      面積 10 h a                      〕

## 土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応するとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間の形成を図るため、土地利用計画を次のとおり計画する。

### 1 土地利用計画

(新規計画)

(単位：h a)

用途 地区名	埠頭用地	交通機能 用地	緑地	合計
芦屋地区	(10) 10	(1) 1	(10) 10	(22) 22

注1) ( ) は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

(既定計画)

用途 地区名	埠頭用地	交通機能 用地	緑地	合計
芦屋地区	(10) 10	(1) 1	(10) 10	(22) 22